

改 正 案	現 行
<p>(法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)</p> <p>第四条 法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事(法第三条第一項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあつては、都道府県の教育委員会。第二十八条及び第二十九条において同じ。)が法第三十条第二項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)</p> <p>第四条 法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事(法第三条第一項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあつては、都道府県の教育委員会。第九條、第二十八条及び第二十九条において同じ。)が法第三十条第二項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第五条第二項の規定による申請書の提出の方法等)</p>

第九條 削除

第九條 法第五條第二項の規定により同条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者名
- 二 施設の名称及び所在地